

令和8年度

第1回 花泉地域学校運営支援協議会

期日 令和8年4月30日(木)

9:30～11:30

場所 一関市立花泉小学校

本日の日程

授業参観 9:30～10:00

協議会 10:00～11:30

次 第

進行 事務局(小学校副校長)

(委嘱状交付)

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 説明
 - ・ 学校運営支援協議会について
- 4 協議及び承認
 - (1) 役員選出
 - (2) 今年度の協議会運営について
 - (3) 今年度の学校運営について
 - ① 小学校
 - ② 中学校
 - (4) その他
- 5 情報交換
 - ・ 「花泉地区の児童生徒はこんな子に育ってほしい」
- 6 連絡
- 7 閉会

花泉地域学校運営支援協議会委員および事務局員
委 員

	項 目	氏 名	備 考
1	地域団体等の代表	小野寺 満	花泉中学校同窓会長
2		飯 田 芳 夫	モリウシ希望ネット花泉代表
3		佐 藤 光 吾	花泉町民生委員児童委員協議会会長
4		熊 谷 孝 行	永井市民センター長
5		熊 谷 貴 典	一般社団法人虹パーク代表理事
6		村 上 国 城	認定こども園金沢保育園園長
7	小・中学校保護者の代表	黒 澤 愛	花泉小学校PTA会長
8		須 藤 恵 美	花泉中学校PTA会長
9	学識経験者	佐 藤 健 三	花泉退職教師の会代表
10		伊 藤 治 子	県立花泉高等学校長
11	関係行政機関	小 岩 武 彦	一関市花泉支所次長兼地域振興課課長
12	地域住民	高 橋 飛 鳥	会社員
13		千 葉 琢 磨	農業
14		渡 邊 淳 子	自営業
15	学校	小野寺 新 吾	花泉中学校長

事務局

1	花泉小学校	千 葉 勝 博	校長
2		佐 藤 真	校長
3	花泉中学校	松 館 栄	副校長

説明 花泉小・中学校における学校運営支援協議会の設置について

- 1 会の名称（一関市学校運営支援協議会規則第4条より）
この会の名称を「花泉地域学校運営支援協議会」とする。

2 学校運営支援協議会設置の目的

急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化している。学校では、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を要する児童生徒の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっている。地域においても、人口の減少や家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されている。

本協議会は、学校及び地域住民・保護者等が、「子ども達の未来が、この地域の未来」という理念を共有し協議することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深めることをも

って、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むとともに、地域全体の活性化や絆の教科に貢献しようとするものである。

- 将来、花泉地域を担っていく児童・生徒たちが、自分たちが暮らす地域の良さに気づくことができるような、小・中学校での学びの機会を準備したい。
- 幼児期から高等学校までの花泉地域の児童・生徒に関わる団体（PTA、市民センターによる教育振興運動、地域共同体）が連携することで、地域を活性化する一助となっていきたい。

花泉地域学校運営支援協議会

令和6年度から、一関市では市内のすべての小・中学校で「学校運営支援協議会（コミュニティー・スクール）」を立ち上げることになりました。

花泉地域では小・中学校が1校ずつであることから、一体の組織「花泉地域学校運営支援協議会」とします。

「花泉地域学校運営支援協議会」では、子どもを真ん中に置くことで、これからの花泉地域を考えていきたいと考えます。

地域での学び
歴史・文化・産業

社会体験活動

学校
ボランティア

健全育成

子どもたちの未来が
この地域の未来



まちづくり
ひとづくり

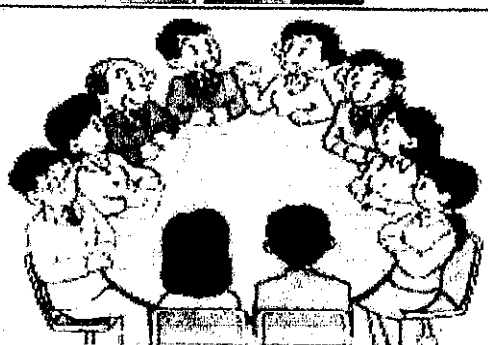
世代間交流
地域でのつながり

教育振興
運動

小学校

中学校

PTA



学校運営支援協議会

行政
(支所)

市民
センター

地域の
団体・住民

地域
共同体

こども園・保育園
高等学校

3 学校運営支援協議会の役割

(1) 学校運営の基本方針の承認

- 学校運営に関する基本方針や計画を承認し、学校長に対して教育目標や運営方針に関する具体的な方向性を提示する。

(2) 学校運営への助言と提案

- 委員は校長に対して、教育活動や学校運営（カリキュラムの改善や教育環境の向上などを含む）に対する助言や提案を行う。校長は、保護者や地域住民からの多様な意見や知識を取り入れることで、学校運営の多角的な視点を得て教育の質を向上させる。

(3) 地域との連携強化、学校への関与の促進

- 地域社会との連携を強化し、地域資源を活用した教育活動の推進を図る。地域のニーズや期待を学校運営に反映させるとともに、保護者や地域住民が学校運営に関与することで、学校への関心や理解が深め、協力体制を強化する。

4 協議会を組織する委員の構成・選出について

協議会委員選出の考え方（一関市学校運営支援協議会規則第5条および一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項2の(1)より）

- これまでの花泉小・中学校それぞれの学校評議員を拡大し、多数の地域の方々から多様な考えや意見を聞くとともに、学校評価を共有し、学校運営に活かす。
- 協議会の事務局は、小・中学校それぞれの校長または副校長で構成する。
- 地域共同体連絡協議会と市民センター長代表は、輪番とする。

輪番の案（上段が地域共同体連絡協議会会長、下段が市民センター長代表）

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
地域協働体	油島	花泉	老松	日形	金沢	永井	涌津
市民センター	金沢	永井	涌津	油島	花泉	老松	日形

委員への報酬及び旅費について

- 報酬について 「一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項」より

11 委員への報酬

委員への報酬は、年額5,000円とする。

支払い対象者は、教職員及び市役所職員の身分のままで、職務として委員に任命されたもの以外とする。

指定管理団体となっている市民センター長やまちづくり協議会等の職員へは、報酬を支払ってよい。

※ 委員への報酬は、協議会への出席回数によらず支払われる。

- ・旅費について

委員の自宅または勤務先公所から協議会開催の学校までの距離に対して支給される。

- ・報酬及び旅費の支払時期

年度最後の協議会終了後。支出処理後に事務局から振り込み通知を送付する。

協議

<協議事項1> 令和8年度協議会役員の選出について

一関市学校運営支援協議会規則 第10条

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

留意事項

10 会長及び副会長

副会長は、2名以上おくことが望ましい。

会長に事故等がある場合は、副会長のうち、校長以外の者が職務を代理する。

会長	1名	
副会長	2名	

<協議事項2> 今年度の協議会運営計画について

実施月	内容	資料等
4月	第1回学校運営支援協議会 於：花泉小学校 ● 委員委嘱 ● 役員選出 ● 今年度協議会運営計画 ● 学校運営方針の説明・承認	● 委嘱状 ● 学校運営方針
8月	委員宛、1学期学校評価アンケート集約結果の送付	● 学校評価集計結果 ● 第1回協議会の記録
11月	第2回学校運営支援協議会 於：花泉中学校 ● 教育活動の中間報告と今後の予定 ● 学校評価アンケートについての考察・改善点 ● 熟議	● 教育活動中間報告 ● 学校評価アンケート考察資料 ● 熟議資料
1月	委員宛、2学期学校評価アンケート集約結果、次年度学校運営方針（案）の送付	● 学校評価集計結果 ● 第2回協議会の記録
2月	第3回学校運営支援協議会 於：花泉小学校 ● 教育活動の報告 ● 学校自己評価の報告 ● 次年度学校運営方針（案）の説明 ● 次年度委員の選出	● 学校自己評価資料 ● 次年度学校運営方針（案） ● 次年度委員（案）

※上記計画のほかに、会長が対象学校の校長と協議の上、支援協議会や熟議を招集する場合がある。

<協議事項3> 今年度の学校運営方針について

1 花泉小学校

- (1) 令和8年度花泉小学校「まなびフェスト」について
- (2) 令和8年度の主な学校行事について
- (3) 令和8年度の学級編成

※上記については、学校要覧による説明

- (4) その他の学校取組について

- ① 教員働き方改革アクションプラン
- ② 学校DXの推進

- ・ 学習用タブレットの積極的活用と「キュービナ」を併用した家庭学習
- ・ 「校務支援システム」を活用した学校・保護者間の情報共有とペーパーレス化

- (5) 地域の資源（ひと・もの・こと）に学ぶ体験学習について

- ・ 生活科の時間、総合的な学習の時間を軸として「地域を学ぶ、地域で学ぶ」、6年間の体験的な学びを計画している。実施しながら、よりよいものを目指していく。

【総合的な学習の時間の主な計画】

学年	3年	4年	5年	6年
テーマ	「もっと知ろうよ、私たちのふるさと」			
探究課題 (例)	花泉のお宝をみつけよう（食）	広げよう、思いやりの輪（福祉）	SDGs調査隊 花泉地域の環境について調べよう（環境）	手をつなごう（町づくり・キャリア） ～花泉に生きる～
1学期	○お宝発見①（町探検） ・ 町探検をする。 * <u>景観学習：6時間（5～6月実施）</u> ・ 写真を撮り、地域の全体像をつかむ ・ 景観シートにまとめる。 ・ 地図から、町の特徴を見付ける。	○体の不自由な人について調べる ・ 不自由さを体験する。 * <u>キャップハンディ体験等</u>	○SDGsについて調べる。 ・ SDGsについての話を聞く。 * <u>SDGs推進コンサルタント等</u>	○花泉について調べよう。 ・ 課題をたてる。 ・ 現地見学等で課題を解決する。
2学期 （3学期）	○お宝発見②（見学） ・ 見学計画をたてる。 ・ 見学して調べたことをまとめる。 * <u>上ノ山味噌・磐井酒造・須藤こんにやく・菅原食品等の見学</u>	・ 不自由さについて理解する。 * <u>障害者理解出前授業</u>	○環境について知る。（リサイクル・水や空気の汚れ等） ・ 課題を決め、計画を立てる。 ・ 水生生物調査 ・ 調べたことをまとめる。	○世界遺産を調べよう。 ・ 課題をたてる。 * <u>平泉世界遺産出前授業</u> ○花泉のこれからについてまとめ、発信する。

※ 各教科（社会・理科・家庭科等）の学習内容と結び付け、花泉地域の資源を積極的に活用していく。

令和8年度 一関市立花泉小学校 職員働き方改革アクションプラン

～子供たちも 自分たちもワクワクする学校づくりのために～

花泉小学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現 状

- ・ 今までの経験をもとに業務を踏襲してしまいうため、業務削減が十分になされていない。また、子どもたちのためという思いから削減に積極的に取り組むことができていない。
- ・ 何をどれくらい、どのようにするかイメージが図られない事と共通理解するための協議時間の確保が難しい。
- ・ 業務改善を行う上で保護者や地域への説明と理解が必要であるが、十分に情報発信ができない。
- ・ 時間外勤務をしている教職員が固定化している傾向にある。そのため管理職が時間外勤務の多い職員の業務見直し改善に努めている。

2 目 標 ・ 目 指 す 姿

【R8年度目標】

- ・ 教職員の働き方改革への意識を向上するとともに、働き方改革によって得られた時間により生活の質の向上を目指します。

【目指す姿】

- ・ 児童への質の高い教育を持続して提供するという観点で働き方の見直しが図られている。
- ・ 教職員が健康でいきいきと、児童に向き合うことができている。
- ・ 教職員が業務改善に向けて積極的に提案している。
- ・ 教職員が時間外勤務や退庁時刻等、時間を意識した働き方をする。

3 目 標 ・ 目 指 す 姿 を 達 成 し て い く 為 の 取 組 の 内 容

○教職員の健康管理

- ・ 教職員に働き方改革プランを周知し、確実に実行することで教職員の健康及び安全を確保します。
- ・ 問題が起きた際は組織的な対応を行い、一人の教職員に負担が偏らないようにします。
- ・ 学期に一度は個別面談を行い、教職員の心身の健康を把握するとともに適切な指導を行います。

○学校における業務改善の推進

- ・ 学校行事等の内容を精選し、真に必要な観点から業務の見直しを進めます。
- ・ 放課後業務の時間確保が可能な日課表とします。
- ・ ICTの活用した家庭学習を勧めます。
- ・ 18:00～7:30 の電話には、案内メッセージで対応します。

○学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・ 学校運営支援協議会を充実させ、小中が連携した協力体制を構築し、社会に開かれた学校づくりを目指す。
- ・ 働き方改革に向けた取組について、保護者や地域の方に理解していただくように周知します。
- ・ 登下校の見守りや夏季休業中のプール開放などにについては地域の理解や協力を得て対応します。

花泉小学校働き方改革プランの目標

教員の時間外勤務削減目標 ① 月平均目標：20時間

② 時間外勤務月80時間以上の教員の数 ⇒ 0人

業務の抜本的見直しや業務改善による教員の負担軽減 業務改善に取り組む件数：5件以上

教職員のウェルビーイングの確保 自分の家族のための時間又は自分自身の自由な時間を確保できているという教職員の割合：50%以上

2 花泉中学校

(1) 令和8年度花泉中学校「まなびフェスト」について

(2) 令和8年度の学校経営計画について

〈学校経営基本方針〉

- ・生徒一人一人を中心に据えた学校経営
- ・東日本大震災の教訓、郷土の歴史、地域の願いを踏まえた学校経営
- ・組織的、協働的な学校経営

〈学校経営の取り組み重点〉

- ◇「自分たちで決める」習慣の確立
- ◇「粘り強さ」を育むスモールステップ
- ◇「メタ認知力」を高める振り返り
- ◇「根拠」を大切にした対話型授業
- ◇「自治力」の底上げ
- ◇社会とつなげるキャリア教育

(2) 学校の概況

1) 主な学校行事について

1 学期	2 学期	3 学期
4/6 始業式 4/7 入学式 4/17 授業参観・PTA 総会 5/16 運動会 6/13・14 地区中総体 6/29～7/3 社会体験学習(2年) 7/ 上級学校説明会 7/21～24 期末面談 7/27 終業式	8/20 始業式 9/1～3 修学旅行(3年) 9/19、20 地区新人大会 10/8 学校公開 10/17、18 県新人大会(前期) 10/31 文化祭 11/14、15 県新人大会(後期) 12/4 6年生授業参観 12/21～24 期末面談 12/25 終業式	1/13 始業式 3/4、5 公立高校入試 3/12 卒業式 3/15 修了式 3/23 離任式

2) 学級編成

		1 年	2 年	3 年	特別支援	合計
R6	生徒数	90	104	108	(12)	302
	学級数	3	3	3	3	12
R7	生徒数	80	89	103	(20)	272
	学級数	2	3	3	5	13
R8	生徒数	81	81	89	(17)	251
	学級数	3	3	3	5	14

3) その他

- 素直な生徒が多い。
- 「あいさつ」、「合唱」、「清掃」に力をいれ、より良い学校文化を創造・継承しようと3年生を中心に努力している。
- R7長期欠席の生徒数、19人 7% (R6 6.7%)、別室登校者数 R7 8人。R8の別室登校者数は、9人。
- 市へのいじめ報告は、R7 9件。悪口をいう。太腿をける。他人の鍵を隠しておき本人のせいにする。本人がオンラインで課金してえたものをもらったことにする。からかい・暴言を執拗に行う。等
- ・ 部活動未加入者 70人(27.9%) R7 61人(22.4%)
- ・ 地域部活動は、全日型1(バレーボール部)、休日型7(ソフトボール部、野球部、ソフトテニス女子、バドミントン男子・女子、卓球男子・女子)

花泉小学校「まなびフェスト」
—花泉小学校は、こんな教育をめざしています—

夢が花さき 知の泉わく 地域が結び合うみんなの学校

学校教育目標

進んで考える子

- 分きたい気持ちをもって、学習に参加する子
- しっかり話を聴き、考えを深められる子
- 意欲的に読書・家庭学習に取り組む子

共に助け合う子

- 進んで気持ちの良いあいさつのできる子
- 相手の気持ちを考え、寄り添うことのできる子
- 主体的に集団活動に取り組む子

元気でたくましい子

- 目標を立て、運動・体力づくりに取り組む子
- 望ましい生活習慣が分かり、実践しようとする子
- 自他の命を大切にする子

よりよい暮らしをめざし、創意工夫する子供

自己の考えを深める子供

- 学習に対して「わかる」「できる」「楽しい」の気持ちを育てる授業を大切にします。
- 「話し合い・学び合い」で、友達とかかわり合いながら考えを深め、問題解決する力を育てます。
- 家庭学習の習慣づくりや読書に進んで取り組む態度を育てます。

相手の気持ちを考え行動する子供

- 自分から進んでする「気持ちのよいあいさつ」を目指します。
- 「ルール・約束」をみんなで決めて、みんなで取り組むよさを実感させます。
- 学校行事や学年・学級の取組に進んで参加する気持ちを育てます。

心身の健康づくりに取り組む子供

- 運動することの良さが分かり、進んで取り組む気持ちを育てます。
- 健康な心と体を大切にする気持ちを育て、よい生活習慣の定着を図ります。
- 交通安全や災害への備えなど命を守る知識を身に付けさせ、命を大切にする気持ちを育てます。

学校は、友達との学び・活動が楽しい・ワクワクする。

+

+

+

- ◆ 家庭学習の場所・時間等の環境を子供と話し合って整えます。
- ◆ 読書に進んで取り組むよう声をかけます。

- ◆ 地域の人達ともあいさつができるよう家族で取り組みます。
- ◆ 地域の活動に進んで参加させます。
- ◆ スマホ等には親が責任をもち、「居間8ルール」を守らせます。

- ◆ 早寝・早起き・朝ごはん、歯磨き・手洗い等の健康を守る習慣を身に付けさせます。
- ◆ 交通安全や生活安全等の命を守る行動を身に付けさせます。

家庭・地域は、安全・安心・ホッとする。

【めざす子供像】

【学校では】

【家庭・地域では】

令和8年度 一関市立花泉中学校 まなびフレスト

【学校教育目標】 人間性豊かな心を持ち、たくましい実践力のある生徒

- ◇ 自ら考え、進んで学ぶ生徒 ◇ 礼節を重んじ、勤労と奉仕に励む生徒 ◇ 心身を鍛え、向上意欲に燃える生徒

伸ばしたい力

- 基礎・基本をもとに、根拠を持ち、考えを説明・表現する力 ○ 自分を律し、時と場所に応じた正しい行動を選択できる力 ○ 健康で安全に生活するための習慣を身に付ける力
- 社会の変化を見据え、課題解決に主体的・協働的に挑む ○ 相手の考えや気持ち、想いを受け止める力 ○ 失敗や困難に直面しても、粘り強く挑戦し続ける力
- 必要な情報を選択し、場面に応じて適切に判断する力 ○ 他者の価値観を認め、対話を基にチームで成果を出す力 ○ 自分の良さを認め、負の感情も適切にコントロールする力
- 目標設定・実行・振り返りのサイクルを回しまなび続ける力 ○ 自らの役割に責任を持ち、地域や社会の貢献する力 ○ 健康な心身を基に、自分の生き方を主体的に選択する力

学校	生徒	家庭・地域
☐ 「なぜ学ぶのか」という問いに対し、地域社会や将来と結びつけた学習をすすめます（授業改善、学習支援） ☐ 場に応じたあいさつや返事、言葉遣いができるよう取り組みます ☐ 認め合い、支え合う心が育つよう取り組みます ☐ 面談や「自分ログ」のコメントを通じて、心の繋がりがぐくりに努めます ☐ 心身の健康と安全に関心を持ち、望ましい判断ができるよう取り組みます	☐ 生徒会スローガンや行事スローガンに「認め合おう、支え合おう、高め合おう」を掲げたり、良い行いを積極的に発信したりすることにより、行事のみならず日常生活でも認め合える関係を築きます。 ☐ 「右言後礼運動」や下校挨拶運動を通し、元気のいいあいさつができるよう取り組みます。 ☐ 「黙働」を基本とした清掃に取り組みます。 ☐ 行事、合唱、日常生活など、リーダーを中心に主体的な活動を行います。	☐ 子どもの努力を認め、応援します ☐ 「おはよう」「ありがとう」「はい」というあいさつ返事ができるよう声を掛け合います ☐ 「早寝・早起き・朝ごはん」を励行します ☐ 決めた時間に学習できるよう協力します ☐ 安全に生活できるよう、見守り、声を掛け合います ☐ 情報メディア利用のリスク、適切な使い方、ルールについて、一緒に学び考えます ☐ 町・地区行事等では、一緒に活動し交流します

花中生の現状

- 素直な生徒が多い。納得感のある説明や明確な目標があることで、根強く取り組む。三年生やリーダーが機能しており、行事で発揮される団結力は強力である。
- 「あいさつ」「合唱」に加え、「清掃」への取組を大切にしたいより良い学校文化を継承しようと、責任を持って取り組む姿勢がある。
- 指示を素直に聞くということの反面、自ら課題を見つけ、解決しようとする主体性が課題。また、根拠を添えて論理的に話したりすることが苦手である。
- 自分の考えや感情を適切な言葉で表現できず、感覚的な行動となる傾向がある。自己理解が不十分のため、適切な距離感を持ったコミュニケーションを取ることが課題。

情報交換

「花泉地区の児童生徒はこんな子に育ってほしい」

- 1 地域行事や地域で見聞きする児童生徒の姿から
①良いところは・・・②課題に感じるところは・・・
- 2 良いところを伸ばし、課題を乗り越えるために
①こんな子どもたちに育ってほしいか
- 3 小中学校からの意見等

〇一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日
教育委員会規則第1号

改正 令和8年1月21日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があつたときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成及び健康確保措置その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月21日教委規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項

1 会議名

第2条で規定している「学校運営支援協議会」は、校長の権限と責任の下に学校及び地域住民、保護者等が学校を支援する協議会であることを強調するためにあえて「支援」と入れている。

なお、呼称は「支援協議会」とする。

2 協議会委員

(1) 第5条の協議会委員15人には「次に掲げる者のうち」の7項目からすべて選ぶ必要はない。

(2) 校長からの推薦書(様式第5号)は、担当指導主事宛てに校務ネットワークメッセージにて提出する。備考欄に、報酬の有無を確認するため、学校職員(校長、副校長、教職員)及び市職員を明記する。委員候補が確定後速やかに提出すること。

3 委嘱と任命

第5条の「委嘱」と「任命」は、委員を一定期間、他の人に任せる場合に、一般の方には「委嘱」を用いて、学校職員には「任命」を用いて使い分ける。

4 基本的な方針

第12条第2項の教育委員会に提出する「基本的な方針」は、学校運営協議会で協議され承認された資料でよい。

5 人事に関する意見

第13条第2項の学校の職員の人事に関する意見については、「人事に関する意見具申書」に記載し提出すること。文末に(学校運営支援協議会の意見)と記載すること。

6 協議会の運営状況

第14条の毎年1回提出する「協議会の運営状況」については、次の2点を留意すること。

(1) 年度の活動の様子が一目でわかる様式第4号にて提出すること。

(2) 様式第4号を基に適宜修正し、地域に学校運営支援協議会の活動の様子を紹介すること。

(3) 提出時期は、次年度の4月末を目途とすること。

7 会議の公開

会議は、原則として公開とする。「一関市審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めるとおりとする。

傍聴人には、マスコミ関係者、議員、地域の関心のある方、保護者などが考えられる。会議において公開が普通の状態となるようにしていく必要がある。

会議の開催日時等と会議録・会議資料は、市の総務課を通じて市のホームページに掲載する。(様式2号の1～3、様式第3号)

- (1) 傍聴者による会議中の発言は認めない、発言の機会も与えない、ことが傍聴の一般的な形である。
- (2) どうしても発言したい場合には、会議後別室等で聞き取るなどの対応をすることも一つの方法である。
- (3) 公開しない議題の例
 - ・個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。
 - ・開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。
 - ・不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。
 - ・特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
- (4) 会議の工夫
 - ・学校の説明については、可能な限り公開にする。
 - ※ 説明は公開し、その後の議論は非公開にするなど工夫すると良い。
 - ・非公開にする議題は、会議後半に掲載するなど次第も工夫すると良い。
 - ※ 傍聴者が、出たり入ったりしないように配慮するため、会議の中盤に非公開の議事を計画しないようにするとよい。

8 会議の開催

会議の開催2週間前までに以下の内容を報告する。

提出書類は「市教委担当指導主事」宛てに以下のデータを報告する。

- (1) 様式第2号の1 公開の場合
- (2) 様式第2号の2 非公開の場合
- (3) 様式第2号の3 部分公開の場合

9 会議録の報告

会議終了後2週間以内に会議録(様式第3号)と会議資料によって報告する。

提出書類は「市教委担当指導主事」に以下のデータを報告する。

会議資料については、次第と主たる資料のみとし、必要に応じて非開示部分を黒塗りで

対応する。(黒塗りにしなければならないような内容は、別添資料に掲載することをお勧めします。)

※ 会議資料の中で、個人情報等が含まれるものについては、別添資料等にするなど工夫すると良い。別添資料は報告しなくてよい。

10 会長及び副会長

副会長は、2名以上おくことが望ましい。

会長に事故等がある場合は、副会長のうち、校長以外の者が職務を代理する。

11 委員への報酬

委員への報酬は、年額 5,000 円とする。

支払い対象者は、教職員及び市役所職員の身分のままで、職務として委員に任命されたもの以外とする。

指定管理団体となっている市民センター長やまちづくり協議会等の職員へは、報酬を支払ってよい。

12 様式

学校運営支援協議会に係る各種様式は、校務ネットワークに保存してある。

保存先：共有＞教育委員会＞130_【学校運営支援協議会】

スケジュール

2026年5月23日(土)

※雨天順延24日(日)

12:00 運動会閉会

出店OPEN

昼休憩

13:00 試走式

学校運営支援協議会と
いう組織の自己紹介

13:10 第1競技

「花泉地域をいただきます競争」

1-1→6-3まで17組

13:30 1トン綱

引き

卒業生 vs 元子ども

子ども vs 卒業生

子ども vs 元子ども

※人数はだいたい

14:00 玉入れ

幼児と高齢者

14:30 リレー

地区対抗

※メモリアルコーナー

で小学生の選手募集

1.目的 2026年度花泉小PTA事業目標「創意工夫」を子どもたちにやって見せ、子どもたちにも創意工夫でチャレンジする精神を育てるとともに、花泉町の子どもとおとなたちが一堂に会して交流や体育的行事を楽しむ機会とすること。

2.タイトル 午後はみんなの運動会

3.主催 花泉小学校PTA

4.共催 永井地域コミュニティ活性化協議会 日花里の郷日形
油島なのはな協議会 涌津まちづくり協議会
モリウシ希望ネット花泉 老松みどりの郷協議会
金沢ふるさと協議会 花泉中学校PTA
花泉地域学校運営支援協議会

役割

①小学校・・・場所の提供

②PTA・・・運営

③地域(市民センター)・・・昼休憩用のテント貸出、
地域への周知

④学校運営支援協議会・・・試走選手、出店の声かけ

⑤中学校・・・卒業生選手募集

5.予算・・・PTAの予備費から今年度は予算化

品名	数量	単価	金額
花泉の小売店からパンや菓子など	450	¥150	¥67,500
チラシ印刷	5000	¥13,000	¥13,000
放送委託料(小岩電気)	1	¥30,000	¥30,000
予備費(クリーニング、ごみ袋)		¥2,500	¥2,500
合計			¥113,000

6.今後の予定

(1)第1回実行委員会「競技、運営係」 5月14日(木)

(2)第2回実行委員会「前日準備」 5月22日(金)

2026年5月1日

花泉地域協働体のみなさま

一関市立花泉小学校
PTA会長 黒澤愛

花泉小学校みんなの運動会について（お願い）

山々が萌葱色づき始め、田畑を見ると忙しく心がざわつき始める時期となりました。花泉地域のみなさまにおかれましては、日頃から私たちの子どもたちを温かく見守っていただきありがとうございます。

先日開催された花泉小学校PTA総会では、「よりよい暮らしをめざし創意工夫する子ども」を育むPTA活動が基本方針として承認されました。そこで、今年度も創意工夫の取り組みとして、運動会の午後にPTA主催で卒業生や地域のみなさまも気軽に参加できる地区民運動会を企画し、子どもと保護者と地域のみなさまが交流できる機会をつくりたいと考えました。

4月30日に花泉小学校で開催された令和8年度学校運営支援協議会においても、提案をさせていただいて、運営委員のみなさまからも賛同をいただき、午前開催でお昼を準備していないご家庭や地域のみなさまがお腹を満たせるように、出店も招こうということも承認いただきました。運動会の趣旨や内容、計画については別紙をご参照ください。

そこで、以下の3点について各花泉地域協働体（各市民センター）にご協力いただきたいと思います。不明な点は以下の担当か花泉小学校副校長（佐藤）までお問い合わせください。

1. 各市民センターのテントの貸し出し（お昼休憩に各地域で交流できる場として）
2. 5月23日（土）の午後はみんなの運動会の広報（チラシは実行委員で作成します）
 - （1）種目・・・花泉地域をいただきます競争、綱引き、玉入れ、地区対抗リレー
 - （2）出店等・・・地域住民のみなさんの出店を募集
 - （3）雨天 24日（日）に順延
3. 地域協働体事業または市民センター事業としての共催（チラシの全戸配布とPTA以外の参加者の保険適用のため）

担当

午後はみんなの運動会実行委員長
熊谷貴典（くまがい たかのり）

TEL 090-4479-9469

kumavatu@me.com

2026年4月30日

一関市教育委員会
教育長 時枝直樹様

一関市立花泉小学校
PTA会長 黒澤愛

花泉小学校みんなの運動会について（お願い）

山々が萌葱色づき始め、田畑を見ると忙しく心がざわつき始める時期となりました。一関市行政に関わるみなさまにおかれましては、日頃から私たちの子育て環境の改善と教育環境整備等にご尽力くださり誠にありがとうございます。

先日開催された花泉小学校PTA総会では、「よりよいくらしをめざし創意工夫する子ども」を育むPTA活動が基本方針として承認されました。そこで、今年度も創意工夫の取り組みとして、運動会の午後にPTA主催で卒業生や地域のみなさまも気軽に参加できる地区民運動会を企画し、子どもと保護者と地域のみなさまが交流できる機会をつくりたいと考えました。

令和8年度花泉地域学校運営支援協議会においても、提案をさせていただいて、運営委員のみなさまからも賛同をいただき、午前開催でお昼を準備していないご家庭や地域のみなさまがお腹を満たせるように、出店も招こうということも承認いただきました。運動会の趣旨や内容、計画については別紙をご参照ください。

開催にあたりPTA行事ではありますが、花泉町内全世帯へ周知するために、広報lstyleへの折込チラシ入れさせていただくためにも一関市教育委員会の後援をいただきたいと思います。なにとぞご協力をよろしくお願いします。

ご不明な点がございましたら、担当か花泉小学校副校長（佐藤）までお願いします。

記

1. 運動会の期日と時間 5月23日（土）12:00～15:00 雨天時は8日に順延
2. 5月15日花泉支所で取りまとめ予定の区長発送の広報へチラシを折り込むこと
3. 花泉地域地域学校運営支援協議会と地域協働体には共催を依頼しています。

担当

午後はみんなの運動会実行委員長
熊谷貴典（くまがい たかのり）
TEL 090-4479-9469
kumavatu@me.com